

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋屋上の気体廃棄物処理系補機冷却水用サージタンク室入口の階段に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理	D	
2	4号機	復水脱塩装置樹脂再生室のドレンサンプポンプ出口弁及び出口逆止弁の点検において、弁棒に腐食及び摩耗が認められたため、当該弁部品を交換	D	
3	4号機	中性子計測系起動領域モニタ装置のチャンネル（C）に指示値不良が認められたため、当該モニタ装置を除外し、点検・修理	C	
4	4号機	中性子計測系起動領域モニタ装置のチャンネル（F）に一時的な指示値の異常変動及び即復帰事象が発生したため、当該モニタ装置を除外し、点検・修理	C	
5	5号機	主蒸気管放射線モニタ装置のチャンネル（C）の点検において、デジタル表示部に一部発光不良が認められたため、当該表示器内部回路を修理	D	
6	5号機	原子炉格納容器内機器ドレンサンプポンプ（A）の最小流量弁（一次弁）の点検において、弁棒に変形（曲がり）が認められたため、当該弁を交換	D	
7	5号機	連続ダスト放射線モニタ遠隔制御盤内の制御用計算機の異常停止が認められたため、当該計算機を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉再循環系ポンプ（A）軸封シール水流量調整弁の点検において、弁箱とガイド押えのネジ部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、吸込カバー締付ボルトを緩めた際、ボルト・ナット（1組）にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを修理	D	
10	集中環境施設	洗濯廃液再循環ポンプ（A）用軸シール水流量指示発信器の点検において、部品（マイクロレバー）の接合部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置（A）の蒸発缶用レベル調節器及び加熱器用入口蒸気流量調節器の点検において、保守作業用デジタル表示画面に表示不良が認められたため、当該表示画面を修理	D	
12	集中環境施設	シャワードレン処理系ろ過器（A）用シール水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで